

手賀の杜自治会自主防災組織 規約（30年度改定版）

第1条（名称）

この組織は、手賀の杜自治会自主防災組織（以下「本組織」という。）と称する。

第2条（目的）

本組織は、手賀の杜自治会 自治会規約第1条第2項に基づき、住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、手賀の杜自治会（以下「本会」という。）の地域における地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

第3条（本部の設置及び活動拠点）

1. 本組織の本部は、手賀の杜スクエア（所在地：柏市手賀の杜3-29-21）に置く事とする。
2. 本組織の活動拠点、次のとおりとする。
 - (1) 平常時は手賀の杜地区とする
 - (2) 災害等発生により柏市長より避難勧告・指示が出たとき、又は、防災本部長が必要であると認めたときは、手賀の杜地区防災本部（以下、「地区防災本部」という）を手賀の杜スクエアに開設する。また、柏市震度計にて震度5強以上の地震発生時、防災本部長の指示により防災本部を一時避難場所に開設する。

第4条（事業）

本組織は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
2. 地震等に対する災害予防に資するための地域の災害危険の把握に関すること。
3. 防災訓練の実施に関すること。
4. 地震等の発生における情報の収集・伝達及び出火防止・初期消火、避難・誘導、救出・救護、給食・給水等応急対策に関すること。
5. 防災資機材の整備等に関すること。
6. 他組織との連携に関すること。
7. その他本組織の目的を達成するために必要な事項。

第5条（構成員と活動への連携）

1. 本組織は、手賀の杜自治会にある世帯をもって構成する。
2. 構成員は本組織の行う活動に対して、第2条に基づき自発的に参加、協力に努めるものとする。
3. 本組織は、柏市が設置する災害対策本部をはじめ関係行政機関等及び他関連組織と連携を密にして活動するものとする。

第6条（防災役員・委員）

1. 本組織に、次の自主防災役員を置く。

(1) 会長	1名	(本会の当年度の自治会長が兼務する)
(2) 防災本部長	1名	
(3) 防災副本部長	2名	
(4) 情報収集伝達班	班長1名、副班長1名	
(5) 避難誘導班	班長1名、副班長1名	
(6) 消火班長	班長1名、副班長1名	
(7) 救出救護班	班長1名、副班長1名	
(8) 給食給水班	班長1名、副班長1名	
(9) 会計	2名以内	(当年度の本会会計役員が兼務する)
(10) 監事	1名	(当年度の本会監事役員が兼務する)
2. 自主防災役員は本会役員会において選任されるものとする。
3. 自主防災役員の任期は、1年とし、当年度の本会通常総会の終了の日までとする。

第7条（防災役員の責務）

1. 防災本部長は、本組織を代表し、本会会長の指示のもと、本組織を総括する。
2. 防災副本部長は、防災本部長を補佐し、防災本部長に事故があるとき又は防災本部長が欠けたときは、防災本部長があらかじめ指名した防災副本部長の順序によって、その職務を代行する。
3. 班長は、各班の活動を指揮、監督する。
4. 一時避難場所を手賀の杜中央公園と定め責任者を防災本部長とし、一時避難場所の指揮及び各班統制を図る。
5. 指定避難所責任者を本会会長とし、指定避難所の円滑な運営に努め、応急活動の指揮命令を行い、防災本部長との連携を図る。
6. 会計は、本組織の会計の運営にあたる。
7. 監事は、本組織の会計及び防災委員の職務執行の監査を行う。
8. 情報収集伝達班は、地域内の防災情報収集及び風早北部地域災害対策本部への情報伝達を行う。
9. 消火班は、火災発生時に初期消火活動を行う。
10. 救出・救護班は、負傷者の救出、手当及び医療機関等への搬送を行う。
11. 避難誘導班は、警戒宣言発令時、避難場所への誘導を行う。
12. 給食・給水班は、地域内の備蓄、家庭・市からの配給食糧により飲食物の供給を行う。
13. 災害発生時の防犯体制の確立を念頭に、平時における防犯活動についてもこれを可能な範囲で行うものとし、防災本部長の指揮の下で第6条に掲げる役員が協力してこれの実施に努める。

第8条（安全確保）

災害時における防災役員の活動は、自身の安全を充分に考慮し、可能な範囲で行うものとする。

第9条（本組織の運営及び幹事会組織）

1. 本組織には幹事会を置く。
2. 幹事会は第6条に規定する防災役員にて組織するものとする。
3. 幹事会は次の事項を審議して本会役員会の承認を得るものとする。
 - (1) 規約の改正に関する事項
 - (2) 防災計画に関する事項
 - (3) 事業計画（訓練、資機材購入等）に関する事項
 - (4) 予算及び決算に関する事項
 - (5) その他幹事会が特に必要と認めた事項
4. 本会役員会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。

第10条（幹事会）

1. 幹事会は、監事を除く本組織の防災本部長、防災副本部長、会計、班長、副班長並びに本会会長及び副会長によって構成する。また監事は、その職務上必要とするときは幹事会に出席し発言することができるものとする。
2. 幹事会は、本会会長、防災本部長が招集する。ただし、役員及び委員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。
3. 幹事会の議長は、防災本部長又は防災本部長が指名する副防災本部長若しくは班長がこれに当たる。
4. 幹事会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
5. 幹事会は、本会の役員会の議を経て、次の事項を審議する。
 - (1) 第4条各号に掲げる事業の実施に関する事項
 - (2) 本規約の改正に関する事項
 - (3) その他幹事会が特に必要と認めた事項
6. 本会会長もしくは防災本部長は、前項第1号の事項のうち軽微な事項については、前項の規定に関わらず、防災役員との協議のうえ職務を執行することができる。
7. 本会会長もしくは防災本部長は本会役員会の承認を得て、顧問及び相談役を選任することができる。
 - (1) 顧問及び相談役は、会長もしくは防災本部長の求めに応じ、職務を補佐することができる。
 - (2) 顧問及び相談役の任期は、1年とする。但し再任を妨げない。

第 11 条（防災計画）

1. 本組織は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成し、実施する。
2. 防災計画は次の事項について定める
 - (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関する事項
 - (2) 防災知識の啓蒙に関する事項
 - (3) 防災訓練の実施に関する事項
 - (4) 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救護、避難誘導に関する事項
 - (5) その他必要な事項

第 12 条（経費）

本組織の運営に要する経費は、本会の会費その他の収入をもってこれにあてるものとする。

第 13 条（監査）

1. 監査は、毎年 1 回本会の監事が行う。ただし、必要がある場合は臨時にこれを行うことができる。
2. 監事は、毎会計年度終了後、遅滞なく会計監査の結果を本会の役員会に報告しなければならない。

第 14 条（その他）

本規約で定められている以外の事項について疑義が生じた場合には、本会の役員会においてその都度、改善を図り決定するものとする。

附則

1. 本規約の改廃は、手賀の杜自治会 役員会にて定めるものとする。
2. 本規約は、平成 25 年 10 月 12 日から施行する。
3. 本規約は、平成 28 年 4 月 17 日に改定とする。（事務局設置に伴う改定）
4. 本規約は、平成 31 年 1 月 6 日に改定とする。（組織改編に伴う改定）